

## 審査の対象及び手続

この意見書は、地方公営企業法（以下「法」という。）の財務規定等の適用を受けて経営する大阪府水道事業及び大阪府工業用水道事業の平成 22 年度の決算に関するものである。審査に当たっては、次の審査手続を実施した。

- (1) 決算報告書及び財務諸表が法の財務規定等に準拠して明瞭に表示されているかを確認するため、それらの計算突合を行い、試算表、総勘定元帳及び関係帳表との照合を実施した。
- (2) 経営成績、財政状態及び資金収支状況について、前年度比較等の分析的手続を実施した。
- (3) 財務諸表の主な勘定について、関係資料と照合し、質問及び勘定分析等の概括的手続を実施した。
- (4) 会計伝票が計数上誤りなく処理されていることを確かめるため、例月現金出納検査の結果を閲覧した。
- (5) 次の手続を追加実施した。
  - ・ 平成 23 年 4 月 1 日より、大阪府水道部から大阪広域水道企業団に移行したことに伴い、送水施設等の財産が適切に引き継がれていることを確かめるため、平成 23 年 3 月 31 日時点の固定資産台帳データから、抽出により現物実査を実施し、財産の実在性及び台帳と財産現物内容との整合性を確認した。
  - ・ 平成 22 年度に監査結果として提出した「年度の事業費用とすべき支出項目について」（内容について、下記の参考資料を参照）の是正状況を確認するため、資産科目である建設仮勘定の内訳明細から、抽出により関係資料を閲覧し、内容を確認した。

(参考資料) 平成 22 年度の監査結果「年度の事業費用とすべき支出項目について」

大阪府水道部の水道事業及び工業用水道事業の決算書において、本来は年度の費用として計上すべき支出が資産計上されていたため、結果として年度の事業費用が過少又は費用処理が遅延化することで、正確な経営情報を提供していない状況にある。

今後、適正な経営情報が提供できるよう、上記のような費用処理が遅延化している事案を調査し、是正措置を講じられたい。

## 審 査 の 結 果

審査に付された平成 22 年度大阪府水道事業会計及び大阪府工業用水道事業会計の決算報告書及び財務諸表は、上記の審査手続を実施した限りにおいて、下記事項を除き、法の財務規定等に準拠していないと認められる事項はなかった。

### 記

- (1) 現物実査の結果、財産現物を確認できなかったものが 3 件存在した。そのうち、1 件は過年度に除却済みであることが判明しているが、残り 2 件は原因不明であった。
- (2) 過年度において、費用として計上すべき支出が建設仮勘定（資産）として計上されていたため、費用処理が遅延化していた。また、過年度において、本来、土地として計上すべき支出が、建設仮勘定に計上されていた。

以上